

国立大学法人福井大学の中期目標・中期計画一覧表

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|--|---|
| <p>(前文) 大学の基本的な目標 本学の使命は「学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的でかつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践すること」にあり、このために大学の基本的な目標を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福井大学は、21 世紀のグローバル社会において、高度専門職業人として活躍できる優れた人材を育成します。 2. 福井大学は、教員一人ひとりの創造的な研究を尊重するとともに、本学の地域性等に立脚した研究拠点を育成し、特色ある研究で世界的に優れた成果を発信します。 3. 福井大学は、優れた教育、研究、医療を通して地域発展をリードし、豊かな社会づくりに貢献します。 4. 福井大学は、ここで学び、働く人々が誇りと希望を持って積極的に活動するために必要な組織・体制を構築し、社会から頼りにされる元気な大学になります。 | |
| <p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成22年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科を置く。</p> | |
| <p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>① アドミッションポリシーに沿った入学者選抜方法等の点検・改善を積極的に行い、それにふさわしい学生の入学を推進する。さらに、多様な学生の受入れに対応して、入学者の大学教育・生活への円滑な移行を支援する。また、学士及び</p> | <p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 第 1 期中期目標期間に明確化したアドミッションポリシーにふさわしい入学者を受け入れるため、アドミッションポリシーや入試情報などの積極的な広報活動、入試状況・結果の評価に基づく入学者選抜方法の適宜点検・改善等を行う。さらに、教育の成果や社会ニーズ等に基づき、平成25年度末まで</p> |

大学院課程では教育の成果や社会ニーズを踏まえ、入学定員の在り方を検討する。

- ② 基本目標「21世紀のグローバル社会において高度専門職業人として活躍できる人材の育成」を目指して、国際的にも通用する質の高い教育を実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 質の高い教育を実現するため、教育内容・方法や成果を点検・評価するシステムを構築し、不断に改善を行う教育実施体制を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標

- ① 社会を主体的・能動的に担っていく人間の形成を目指して、学生の成長を積極的に促す学習支援、生活支援、就職支援を行う大学づくりを進める。

に入学定員の在り方を検討する。

- ①-2 学士課程では、高大連携事業の推進や初年次教育の充実等を図り、入学生の大学教育・生活への円滑な移行を支援する。
- ①-3 大学院課程では、多様な学生を受け入れるよう、適切な入学者選抜方法や教育課程の整備、学習に専念できる体制の整備や積極的な広報活動等を進める。それら成果や社会ニーズ等に基づき、平成25年度末までに入学定員の在り方を検討する。

- ②-1 グローバルな視野を有する高度専門職業人を育成するため、教養教育を含め、カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確にする。策定されたカリキュラムポリシーに沿った体系的な教育課程を整備・点検・充実させる。併せて、本学の特徴的な教育課程・内容を積極的に導入・充実する。
- ②-2 高度専門職業人として備えるべき能力を涵養し、高い学習成果を得るために、多様な教育方法・形態の積極的な工夫・導入や単位の実質化を行う。
- ②-3 カリキュラムポリシーやディプロマポリシーに基づく到達目標(学習成果)を達成できるよう、学習目標や成績評価基準の明確化や多面的な成績評価方法を導入し、「学士力の保証」等を担保する成績評価を行う。
- ②-4 本学の特性を活かし、他機関との連携も図りつつ、教職大学院、画像医学、原子力工学などの教育を推進する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教育内容・方法等を質的に向上させるため、FD活動を積極的に行うとともに、定期的な教育評価を実施し、その結果を積極的にフィードバックする体制を構築する。また、国際的な視野からの評価を実施し、必要な改善を図る。なお、平成25年度末までに様々な意見聴取などによって、教育内容・方法・実績などを検証し、それに基づき教育の質的向上を図る方策を策定する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学生が自主的な学習活動を展開出来るように、よりよい修学支援の在り方を含め、学生の修学環境等の維持改善を進める方策を実施する。特に学生支援センターや図書館等を中心として、組織的な対応体制の整備・充実を図り、関係者の満足度の高い学習支援体制の構築や取組みを進める。
- ①-2 学生の成長の場としての大学にふさわしい環境づくりに努める。特に、保健管理センター等を中心として、メンタルヘルスに関する予防的取組みを含む健康相談・学生相談や学生の成長発達を支援する体制を整備し、関係者の満足度の高い生活支援体制を整備・充実させる。
- ①-3 就職支援室を中心として、積極的な就職支援を推進し、卒業生・修了生の高い就職率を維持する。また、各学部・研究科の実情に即し、キャリア教育を地域社会等と協働し、実践する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

○目指すべき研究の水準

① 独創的かつ特色のある重点研究を推進し、国際・国内研究拠点の形成を目指す。

② 科学技術の発展に寄与する学術研究を推進する。

③ 地域・社会へ貢献する実践研究を推進する。

○成果の社会への還元

① 社会のニーズを踏まえ、地域の産業界・自治体等と連携し、本学の特色を生かした研究成果を社会に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

○研究環境の整備

① 研究面でのグローバル化を図り、特色ある研究成果を世界に向け発信するための体制及び環境を整備する。

② 教員個人及び組織の研究目標の達成並びに新たな研究分野の開拓に向け、適切な研究体制及び環境を確保する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の水準

①-1 分子イメージングを始めとする先端的ライフサイエンス研究、原子力工学研究及び遠赤外領域開発・応用研究などを重点的に推進する。

②-1 生体における分化・増殖などの情報伝達・制御機構、高次生体システムの発達・構築とその維持機構、及びそれらの異常の解明を通じ、生まれ、健やかに育ち、老いる過程に関する世界的に優れた研究を行う。

②-2 PET、MRI等の生体画像技術を基盤とする分子プローブ、画像解析法、生体機能解析法等の開発、及びそれらを用いた生命現象の解明並びに臨床医学への応用に関する世界的に優れた研究を行う。

②-3 物質・生命・システム各系の分野において、世界的に優れた学術基盤研究・発展研究を推進する。

②-4 世界的に優れた高出力遠赤外光源開発、遠赤外新分光・計測研究、遠赤外領域物性研究及び高出力遠赤外新技術開発研究を推進する。

②-5 原子力工学関連分野における世界的に優れた研究を推進する。

③-1 疾病克服に挑み、生活の質(QOL)と健康維持を含む福祉の向上に寄与する、ライフサイクルにわたる先端的・実践的医学研究を展開する。

③-2 教師教育研究を含む実践的教育研究、地域科学研究及びそれらに資する基礎萌芽研究を行い、地域・学校との共同研究を推進する。

③-3 産学官民と連携し、産業とくらしに関わる分野において、地域・社会の活性化に資する研究を推進する。

○成果の社会への還元

①-1 効率的かつ効果的な運用が行える知財体制を構築し、技術移転を加速・拡大するとともに、海外機関との共同研究など国際化に対応できる体制を構築する。

①-2 社会のニーズと大学の研究成果の効果的・効率的な結びつきを促進するとともに、地域イノベーションを目指す産学官連携研究拠点の形成を図る。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○研究環境の整備

①-1 国際的共同研究及び人的交流を推進するための体制及び環境を整備する。

②-1 大学、学部などの枠を超えた様々な連携体制を構築する。

②-2 学内資金として基盤的研究経費及び競争的研究経費を確保し、評価に基づき適切に配分するとともに、科研費を始めとする外部資金の獲得を推進する。

| | |
|--|---|
| <p>○研究の質の向上</p> <p>① 研究水準の向上を図るため、適切な評価を実施する。</p> | <p>②-3 附属図書館、学内情報ネットワーク等の全学共通研究インフラを維持・充実する。</p> <p>○研究の質の向上</p> <p>①-1 研究の質・量に関し多面的な評価を実施し、研究資源配分を含め適切にフィードバックするシステムを構築する。</p> |
| <p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>① 地域の知の拠点として、高度な知的資源を社会に還元する。</p> <p>② 地域との連携などによる生涯学習とキャリアアップ学習を推進する。</p> <p>③ 地域との連携などにより、地域の活性化等に貢献する。</p> <p>(2) 附属病院に関する目標</p> <p>○教育・研究面</p> <p>① 地域及び国際社会の先端で活躍する自立した教育・研究能力を有する優れた医療人を養成・輩出し、高度かつ先端的医療の研究開発を遂行する教育研究環境を整備して、国際社会や地域社会の明日の医学医療に貢献する。</p> <p>○診療面</p> <p>① 社会的要請の強い医療分野の充実を図り、高品質で高い安全性を有する医療を提供する。</p> <p>○運営面</p> <p>① 堅固な経営基盤を構築するため、環境の整備・経営改善を</p> | <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 地域ニーズを的確に把握し、大学の持つ知的資源を有効に社会還元できる全学の体制を整備・充実する。</p> <p>①-2 教育、研究、診療活動などの成果を広く社会に情報発信し、成果を社会へ還元する。</p> <p>②-1 一般市民を対象とした公開講座や市民開放プログラムに加え、地域での活動を担う市民・職業人の学習を積極的に支援する。</p> <p>③-1 地域を構成する一員として、地域の活性化に繋がる多様な教育、研究、診療活動などを推進するとともに、地域、関係機関等と連携し、国際交流を通じた社会貢献を行う。</p> <p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>○教育・研究面</p> <p>①-1 地域及び国際社会に貢献できる卓越した教育・研究能力を有する医療人の養成プログラムを構築し、がん医療やE R型救急医療、緊急被ばく医療、国際災害外科医療などの高度な教育を行う。</p> <p>①-2 治験・先進医療センターの充実を図り、高エネルギー医学研究センター等との緊密なる連携のもとに、わが国の今日の問題を解決するための先進医療の研究開発を推進する。</p> <p>○診療面</p> <p>①-1 臓器・疾患機能別に病棟を集約化し、医療を効率的に提供するとともに、災害時の拠点病院としての機能を強化する。</p> <p>①-2 がん・生活習慣病・周産期医療など、社会的要請の強い医療分野での診療体制を整備・充実して、高度な医療を提供する。</p> <p>①-3 医療安全・危機管理体制を強化し、安全・安心な医療に努める。</p> <p>①-4 患者のニーズを踏まえ、安心して快適な診療環境を提供する。</p> <p>○運営面</p> <p>①-1 病院運営体制・環境整備の充実を図り、病院長のリーダーシップの下、迅</p> |

推進する。

速な意思決定による病院運営を推進する。

- ①-2 外部評価に基づく病院機能の継続的な改善を行う。
- ①-3 地域の中核医療機関として、他の医療機関との連携を強化する。
- ①-4 月次損益、診療科別目標値達成状況等から経営状況をタイムリーに把握し、増収に向けた戦略を策定・実施するとともに、病院収入を踏まえた診療経費等に関する分析を行い、経費削減に向けた改善策を実施する。

(3) 附属学校に関する目標

- ① 地域における先進的な教育実践と研究の中心として、大学教員と附属4校園の協働体制のもと、学校教育法の理念と幼児・児童・生徒の状況に即した教育の実践と研究を行うとともに、教職大学院の拠点校として、長期実習を中核とした学生の実践力向上と教師教育を推進し、地域に開かれた学校づくりを目指す。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学習指導要領の改訂を踏まえて、附属幼稚園・小学校・中学校では幼一小一中、附属特別支援学校では小一中一高の計12年間を見通した教育理念・方針を策定し、これに基づく実践と研究を推進する。
- ①-2 今日的な教育課題である不登校児や特別な支援を必要とする発達障害等の幼児・児童・生徒の支援体制を構築し、保護者や学外機関とも連携しながら、子ども一人ひとりの成長・発達や状況に配慮した教育を推進する。
- ①-3 附属学校園をフィールドとした大学教員の研究を積極的に進め、確かな実践力を培うための学生実習や教師教育の体制を策定するとともに、教育先進校としての地域貢献を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 本学の教育研究医療及び社会貢献上の使命を果たすため、学長をトップとするガバナンスの在り方、学長のリーダーシップを支える体制や裁量的予算・人件費、学外者の意見の効果的な活用、教育研究組織の在り方などについて継続的に点検・改善を行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ① 法人経営・大学運営を効果的、効率的に支える事務局づくりのため、人材育成を含めた事務局活性化・改革を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 第1期中期目標期間中に構築した法人の経営体制について点検を行い、学長のトップマネジメントによる効果的な大学運営を推進する。
- ①-2 学問動向、社会ニーズ、特徴的分野の変遷などに対応した教育研究組織の見直しを図り、教育研究等の活性化に資する人員配置、人事制度の構築について、全学的な視点から機動的に推進する。また、大学の目標、方向性に基づく戦略的な予算配分に関し、必要な点検を行い、可能な改善を進める。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 「組織はひと」という観点から、第1期中期目標期間中に改革した事務局職員の採用・研修・評価等の在り方を点検・改善し、一層のひとづくりを推進する。また、機動的な事務局づくりを行うためのPDCAサイクルを確立させ、組織・業務の見直しを含めた事務局改革を推進する。これらの目的を実現するため、平成22年度末までに職員による大学職員理念（仮称）を策定し、23年度までにひとづくりを含めた事務局改革のための新たな手法を検討し、改革の準備を進める。24年度から26年度に改革を実施し、27年度に活動成果を点検し必要な場合調整・改善を行い、次期期間に繋げる。
- ①-2 事務情報化による電子事務局構築を推進する。電子事務局構築に必要な調査検討を23年度までに行い、可能な電子化を24年度以降進め、27年度には導入成果の総括を行う。

| | |
|---|---|
| <p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>① 外部資金等の自己収入獲得支援体制の見直しを行い、自己収入の増加を可能とする体制強化を進める。</p> <p>② 継続的・安定的な病院運営に資するため、経営分析に基づいて戦略を策定し実施する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>① 民間的手法などを参考とし、調達コストの抑制に努めるとともに、本学の経営戦略上重要な経費を除き、管理的経費の削減努力を継続的に進める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>① 流動資産及び固定資産の効果的な管理運用を推進する。</p> | <p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入獲得に必要な支援体制の見直しを行い、外部人材の活用を含め、より機動的な支援が可能となるよう体制の強化を推進する。</p> <p>②-1 月次損益、診療科別目標値達成状況等から経営状況をタイムリーに把握し、増収に向けた戦略を策定・実施する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>①-1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>①-1 民間企業のノウハウ導入、コスト意識の徹底、改善活動、省エネ活動、他大学との情報交換などを通し、調達コストの抑制に努めるとともに、広報費や研修費用など本学の経営戦略上重要な経費を除く管理的経費の削減努力を継続的に進める。</p> <p>①-2 病院収入を踏まえた診療経費等に関する分析を行い、経費削減に向けた改善策を実施する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 運用可能な資金に関しては、第1期中期目標期間中の資金運用指針、具体の運用に対するレビューを行い、外部専門家の助言も踏まえ、より効果的な資金運用方法を検討し、可能な方策を実施する。また、大学が保有する固定資産(特に建物・設備など)の点検評価を行い、効果的・効率的な運用を図る。</p> |
| <p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>① 教育研究の活性化や大学運営の継続的な改善に向け、評価を積極的に活用する。</p> | <p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 教員と教員以外の職員に係る個人評価制度の整備・充実を図り、一層の業務の活性化に繋がる評価制度を構築する。また、各事業等に係る資源配分結果を検証し、教育研究の活性化や大学運営の改善を推進する。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>① 国民に支えられて成立している国立大学法人であることを踏まえ、教育研究等成果の社会への還元を積極的に推進する。</p> | <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 本学の教育研究等活動の成果や運営状況に係る情報発信等の在り方をレビューし、必要な改善策を積極的に推進する。</p> |
| <p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>① 施設設備面におけるマネジメントの強化により、施設等の整備・有効活用を促進し、教育研究環境を充実させる。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>① 安全管理を含む危機管理体制を点検し、危機管理体制を充実させる。</p> <p>② 情報の適正な管理を行うため、情報セキュリティ体制の充実強化を図る。</p> <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 適正、適切な法人経営に資するため、法令遵守体制の点検、改善、充実を進める。</p> | <p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 第1期中期目標期間中に策定や実施を進めた施設マネジメント体制、キャンパスマスタープラン、施設設備の整備・活用等について点検・改善を進め、効果的な施設設備の整備・活用等を行う。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 学生の修学環境、職員の職場環境の改善を行うとともに、第1期中期目標期間中に構築した危機管理体制について、経営上のリスクマネジメントの観点から点検し、危機管理体制の維持改善を推進する。点検は平成22年度から23年度にかけて実施し、必要な改善を24年度以降実施する。</p> <p>②-1 情報システムの管理運用に係る規程等について必要に応じて見直しを行うことや、情報セキュリティに関する職員の意識向上を図ることなどにより、情報セキュリティ体制の充実強化を進める。</p> <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 監査機能を含めた法令遵守（コンプライアンス）体制について、点検や見直しを行い、必要な改善や充実を行うとともに、法令遵守に関する職員の意識の向上を図るため、講習会などを実施する。</p> |
| | <p>(その他の記載事項)</p> <p>VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>○ 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 25億円</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p> <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> |

1. 重要な財産を譲渡する計画

なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要なとなる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額 (百万円) | 財 源 |
|------------------------|--------------|---------------------------|
| ・松岡団地（医病）基幹・環境整備 | 963 | 施設整備費補助金 (583) |
| ・（文京）総合研究棟Ⅶ改修（旧工学部3号館） | | 長期借入金 (98) |
| ・（二の宮）園舎改修（附属幼稚園） | | 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (282) |
| ・小規模改修 | | |

（注1） 施設・設備の内容、予定額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2） 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、長期借入金、国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

学問動向、社会ニーズ、特徴的分野の変遷などに対応した教育研究組織の見直しを図り、教育研究等の活性化に資する人員配置、人事制度の構築について、全学的な視点から機動的に推進する。

（参考）中期目標期間中の人件費総額見込み 82,352百万円
（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担

（PFI事業）

なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

| 財源 | 年度 | | | | | | | 中期目 標期間 小計 | 次期以 降償還 額 | 総債務 償還額 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------------------|-----------------|------------|
| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | | | |
| 長期借入金償還金 (国立大学財務・経営センター) | 642 | 697 | 687 | 669 | 624 | 579 | 3,898 | 2,900 | 6,798 | |

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

なし

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ・その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

中 期 目 標

中 期 計 画

別表 1 (学部、研究科等)

| | |
|-----|---------------------------|
| 学部 | 教育地域科学部 医学部 工学部 |
| 研究科 | 教育学研究科 医学系研究科 工学研究科 |

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・
千葉大学・福井大学 連合小児発達学研究科(参加校)

別表 (収容定員)

| | |
|----------------|---|
| 平成 22 年度 | 教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) |
| | 医学部 880人 (うち医師養成に係る分野 620人) |
| 平成 23 年度 | 工学部 2,160人 |
| | 教育学研究科 134人 (うち修士課程 74人) 専門職学位課程 60人) |
| 平成 22 年度 | 医学系研究科 144人 (うち修士課程 24人) 博士課程 120人) |
| | 工学研究科 598人 (うち博士前期課程 478人) 博士後期課程 120人) |
| 平成 23 年度 | 教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) |
| | 医学部 895人 (うち医師養成に係る分野 635人) |
| 平成 22 年度 | 工学部 2,160人 |
| | 教育学研究科 134人 (うち修士課程 74人) 専門職学位課程 60人) |
| 平成 23 年度 | 医学系研究科 144人 (うち修士課程 24人) 博士課程 120人) |
| | 工学研究科 598人 (うち博士前期課程 478人) 博士後期課程 120人) |

| | | | |
|----------------|---------------|--------|--|
| 平成 24 年度 | 教育地域科学部 | 640人 | |
| | (うち教員養成に係る分野) | 400人) | |
| | 医学部 | 910人 | |
| | (うち医師養成に係る分野) | 650人) | |
| | 工学部 | 2,160人 | |
| | 教育学研究科 | 134人 | |
| | (うち修士課程) | 74人) | |
| | 専門職学位課程 | 60人) | |
| | 医学系研究科 | 144人 | |
| | (うち修士課程) | 24人) | |
| | 博士課程 | 120人) | |
| | 工学研究科 | 598人 | |
| | (うち博士前期課程) | 478人) | |
| | 博士後期課程 | 120人) | |
| 平成 25 年度 | 教育地域科学部 | 640人 | |
| | (うち教員養成に係る分野) | 400人) | |
| | 医学部 | 925人 | |
| | (うち医師養成に係る分野) | 665人) | |
| | 工学部 | 2,160人 | |
| | 教育学研究科 | 134人 | |
| | (うち修士課程) | 74人) | |
| | 専門職学位課程 | 60人) | |
| | 医学系研究科 | 139人 | |
| | (うち修士課程) | 24人) | |
| | 博士課程 | 115人) | |
| | 工学研究科 | 594人 | |
| | (うち博士前期課程) | 492人) | |
| | 博士後期課程 | 102人) | |

| | |
|--------------------|--|
| 平成 26 年 度 | 教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 940人 (うち医師養成に係る分野 680人) 工学部 2,160人 |
| | 教育学研究科 134人 〔うち修士課程 74人〕 専門職学位課程 60人〕 医学系研究科 134人 〔うち修士課程 24人〕 博士課程 110人〕 工学研究科 590人 〔うち博士前期課程 506人〕 博士後期課程 84人〕 |
| 平成 27 年 度 | 教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 945人 (うち医師養成に係る分野 685人) 工学部 2,160人 |
| | 教育学研究科 134人 〔うち修士課程 74人〕 専門職学位課程 60人〕 医学系研究科 129人 〔うち修士課程 24人〕 博士課程 105人〕 工学研究科 572人 〔うち博士前期課程 506人〕 博士後期課程 66人〕 |

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 福井大学

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 58,282 |
| 施設整備費補助金 | 583 |
| 船舶建造費補助金 | 0 |
| 国立大学財務・経営センター施設費交付金 | 282 |
| 自己収入 | 92,495 |
| 授業料及び入学金検定料収入 | 17,525 |
| 附属病院収入 | 74,202 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 768 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | 9,178 |
| 長期借入金収入 | 98 |
| 計 | 160,918 |
| 支出 | |
| 業務費 | 145,981 |
| 教育研究経費 | 76,575 |
| 診療経費 | 69,406 |
| 施設整備費 | 963 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | 9,178 |
| 長期借入金償還金 | 4,796 |
| 計 | 160,918 |

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 82,352百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人福井大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度におけるJ (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度におけるL (y)。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y) + D (y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y) : 特設要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

K(y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

L(y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。
直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

- α (アルファ) : 大学改革促進係数。
第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。
現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.4\%$ とする。
なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。
- β (ベータ) : 教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。
なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 福井大学

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------|---------|
| 費用の部 | 159,450 |
| 経常費用 | 159,450 |
| 業務費 | 139,179 |
| 教育研究経費 | 17,003 |
| 診療経費 | 28,979 |
| 受託研究費等 | 5,722 |
| 役員人件費 | 494 |
| 教員人件費 | 45,800 |
| 職員人件費 | 41,181 |
| 一般管理費 | 3,391 |
| 財務費用 | 942 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 15,938 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | 160,080 |
| 経常収益 | 160,080 |
| 運営費交付金収益 | 56,157 |
| 授業料収益 | 13,647 |
| 入学金収益 | 2,241 |
| 検定料収益 | 548 |
| 附属病院収益 | 74,202 |
| 受託研究等収益 | 5,722 |
| 寄附金収益 | 2,895 |
| 財務収益 | 151 |
| 雑益 | 618 |
| 資産見返負債戻入 | 3,899 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 630 |
| 総利益 | 630 |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 福井大学

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 資金支出 | 163,295 |
| 業務活動による支出 | 148,326 |
| 投資活動による支出 | 7,796 |
| 財務活動による支出 | 4,796 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 2,377 |
| 資金収入 | 163,295 |
| 業務活動による収入 | 159,955 |
| 運営費交付金による収入 | 58,282 |
| 授業料及び入学料検定料による収入 | 17,525 |
| 附属病院収入 | 74,202 |
| 受託研究等収入 | 5,722 |
| 寄附金収入 | 3,436 |
| その他の収入 | 788 |
| 投資活動による収入 | 865 |
| 施設費による収入 | 865 |
| その他の収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 98 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 2,377 |

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。